

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 4 月 22 日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

緊急事態宣言が全国に拡大されたこと、及び、令和 2 年 4 月 21 日付奈良県知事による休業等の要請を受け、桜井市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）を開催し、下線部の通り対策方針を改定いたしました。

1. 市立小中学校、幼稚園

(1) 市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業について

市立小中学校及び市立幼稚園について、4 月 10 日(金)から 5 月 6 日(水)までの期間は、「5. 市内の感染症発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え」を適用せず、次のとおり臨時休業を行う。

区 分	中学校	小学校	幼稚園
臨時休業の期間	4 月 10 日(金)から 5 月 6 日(水)まで臨時休業とする	4 月 10 日(金)から 5 月 6 日(水)まで臨時休業とする	4 月 10 日(金)から 5 月 6 日(水)まで臨時休業とする
臨時休業中の預かりについて	なし	次の対象児童について実施する ・特別な事情がある場合(※1)	次の対象児童について実施する ・特別な事情がある場合(※1)

※1 特別な事情とは次のとおりとする

保護者が、医療従事者である等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方の場合、及び、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合。

(2) 臨時休業中の預かりについては、上記※1の特別な事情がある場合に行う。加えて、以前から実施している可能な限り家庭で過ごしていただく要請を引き続き行う。

(3) 感染症発生の発生に係る、臨時休業中の預かりの中止について

① 当該施設で感染症発生した場合

当該施設の預かりを中止する。

② 市内で、複数のクラスター感染や市中感染となった場合

対策本部が全ての市立小学校及び市立幼稚園の預かり中止を検討する

2. 学童保育所

(1) 家庭保育の要請

市立小学校及び市立幼稚園の臨時休業中の保育については、1 の(1)※1の特別な事情がある場合に行う。加えて、以前から実施している可能な限り家庭で過ごしていただく要請を引き続き行う。

(2)業務について

平日については開所時間を通常より1時間早めて業務を行う。

・業務時間 13:30 から 18:30(延長の場合は 19:00)※終了時間は通常通り

(3)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

(4)当該学童保育所内で感染症患者が発生した場合、又は、市内で、複数のクラスター感染や市中感染となった場合は「5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え」のとおりとする。

3. 市立保育所

(1)家庭保育の要請

可能な限り家庭で保育していただくよう引き続き要請を行う。

(2)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

(3)当該保育所内で感染症患者が発生した場合、又は、市内で、複数のクラスター感染や市中感染となった場合は「5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え」のとおりとする。

4. 市内行事と施設の取り扱い

(1)5月6日(水)まで、市主催行事を延期または中止する。

(2)5月6日(水)まで、市内で開催される市主催以外の行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要がある限り、延期または中止を要請する。

(3)臨時休業や業務の縮小する施設

ア、令和2年4月21日付奈良県知事による休業等の要請に関する次の市の対象施設については、改めて、奈良県の要請を受け、令和2年4月23日(木)午前0時から令和2年5月6日(水)まで休業とする。

① まほろばセンター(エルト桜井2階)

- ・ひみっこぱーく
- ・まほろばセンターの高校生の自習室・交流スペース
- ・ドレミの広場
- ・健康ステーション
- ・貸館
- ・講座

・市民活動交流拠点

- ② 市立図書館
- ③ 市立公民館
- ④ 総合体育館、市民体育館
- ⑤ 市民会館
- ⑥ 埋蔵文化財センター

イ、奈良県知事による休業等の要請の対象施設に含まれない市の施設や業務の臨時休業については次の通りとする。

- ① 桜井市保健福祉センター「陽だまり」関係
 - ・つどいの広場について、令和 2 年5月6日(水)まで臨時休業
- ② 総合福祉センター
 - ・5月6日(水)まで市主催の行事等並びに施設利用は休止、ただし、デイサービス事業は継続
- ③ 芝運動公園
 - ・令和2年4月 18 日(土)から5月6日(水)まで臨時休業
- ④ 初瀬観光センター
 - ・5月6日(水)まで臨時休業
- ⑤ 観光案内所(近鉄桜井駅北口)
 - ・5月6日(水)まで臨時休業

5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】 市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症患者が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症患者が発生した場合
休業の方法	感染症患者が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする	上記施設について対策本部で臨時休業を検討する	休業しない

6. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

(1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。

(2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。

(3) 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。

(4) 市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

7. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。

8. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。

以上

注 釈

第 10 報からの変更点(下線のある箇所)

- 小学校、幼稚園の臨時休業中の預かりについて、要件となっている特別な事情を明記するとともに、従来から保護者に直接行ってきた、可能な限り家庭で過ごしていただく要請を引き続き行うことを対策方針に明記。
- 学童保育所について、小学校及び幼稚園の臨時休業中は、要件となっている特別な事情を明記するとともに、従来から保護者に直接行ってきた、可能な限り家庭で過ごしていただく要請を引き続き行うことを対策方針に明記。
- 市立保育所について、可能な限り家庭での保育の要請を引き続き行うことを対策方針に明記。
- 公共施設の臨時休業について、市民会館を対象施設に追加し、奈良県からの休業要請対象施設については、その要請に基づく休業に改め、対象となっていない施設や業務と区分して表記。
- 市の判断で行う臨時休業施設に、初瀬観光センター及び近鉄桜井駅北口の観光案内所を追加。